

# 令和5年度川西市国民健康保険事業特別会計の 決算状況等について

- 1. 令和5年度川西市国民健康保険事業特別会計収支..... P1
- 2. 国保制度の仕組みと税率設定の状況など..... P2

# 1. 令和5年度川西市国民健康保険事業特別会計収支

(単位：千円)

【歳入】		R4決算	R5決算	差引	備考
		A	B	B - A	
保 険 税	現年課税分	2,821,624	2,592,167	△ 229,457	平均被保険者数(4月-3月)は1,465人の減(対前年△5.2%)
	滞納繰越分	196,624	178,675	△ 17,949	
	計	3,018,248	2,770,842	△ 247,406	
使用料及び手数料		1,157	1,256	99	
出 金	国庫補助金	11	672	661	社会保障・税番号制度システム整備費補助金(マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報)
県 支 出 金	県補助金	10,601,562	10,394,343	△ 207,219	普通交付金 9,930,909千円 保険者努力支援分 65,113千円 特別調整交付金 27,041千円(新型コロナウイルスに係る減免についての財政支援を含む) 県繰入金 341,721千円 特定健康診査等負担金 29,559千円
財産収入		10	10	0	国民健康保険事業基金積立金利子
一般会計繰入金		1,222,803	1,184,641	△ 38,162	保険基盤安定繰入金など
基金繰入金		0	0	0	
繰越金		90,455	165,228	74,773	
諸 収 入	延滞金、加算金及び過料	47,924	48,160	236	
	雑入	13,561	14,958	1,397	第三者納付金、返納金など
	計	61,485	63,118	1,633	
歳入合計①		14,995,731	14,580,110	△ 415,621	

(単位：千円)

【歳出】		R4決算	R5決算	差引	備考
		A	B	B - A	
総 務 費	総務管理費	91,201	89,587	△ 1,614	
	徴税費	185,678	183,360	△ 2,318	
	運営協議会費	360	364	4	
	計	277,239	273,311	△ 3,928	
保 険 給 付 費	療養諸費	8,806,233	8,585,359	△ 220,874	給付費の全額(傷病手当金を除く)が県支出金(普通交付金)で交付される。差額については翌年度精算となる。 傷病手当金は新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して給付するもの。費用は特別調整交付金で交付される。
	高額療養費	1,272,118	1,258,491	△ 13,627	
	移送費	0	0	0	
	出産育児諸費	22,297	33,195	10,898	
	葬祭諸費	9,250	7,900	△ 1,350	
	傷病手当金	3,505	104	△ 3,401	
計	10,113,403	9,885,049	△ 228,354		
納 付 金	医療給付費分	2,885,944	2,735,110	△ 150,834	県が算出した市が負担する納付金(国から都道府県に交付される交付金、各市町の所得水準が考慮される。)
	後期高齢者支援金分	924,268	924,591	323	
	介護納付金分	349,148	340,545	△ 8,603	
	計	4,159,360	4,000,246	△ 159,114	
保 健 事 業 費	特定健康診査等事業費	76,264	75,125	△ 1,139	特定健診、特定保健指導や人間ドック、がん検診助成等に係る費用
	保健事業費	61,995	60,721	△ 1,274	
	計	138,259	135,846	△ 2,413	
基金積立金		11,846	105,448	93,602	普通調整交付金申請誤りに係る一般会計繰入や前年度収支黒字分を積み立て
諸支出金、予備費		130,396	87,333	△ 43,063	特定健康診査等負担金の精算に係る償還金の増等
歳出合計②		14,830,503	14,487,233	△ 343,270	

※端数処理を行っているため、各科目の数値の積み上げが合計欄の数値と一致しないことがある。

R4決算(A) R5決算(B) (B - A)

歳入歳出差引③(①-②)	165,228	92,877	△ 72,351
翌年度精算額④	△ 68,432	△ 49,735	18,697
実質収支額⑤ = (③+④)	96,796	43,142	△ 53,654
基金積立額⑥	11,846	105,448	93,602
⑥うち前年度の収支黒字額⑦	0	96,796	96,796
基金繰入額⑧	0	0	0
前年度の実質収支額⑨	11,647	96,796	85,149
実質単年度収支	96,995	△ 45,002	△ 141,997

## 【実質単年度収支の推移】

(千円)

(年度)	R1	R2	R3	R4	R5
実質単年度収支	△ 268,029	△ 97,203	51,677	96,995	△ 45,002

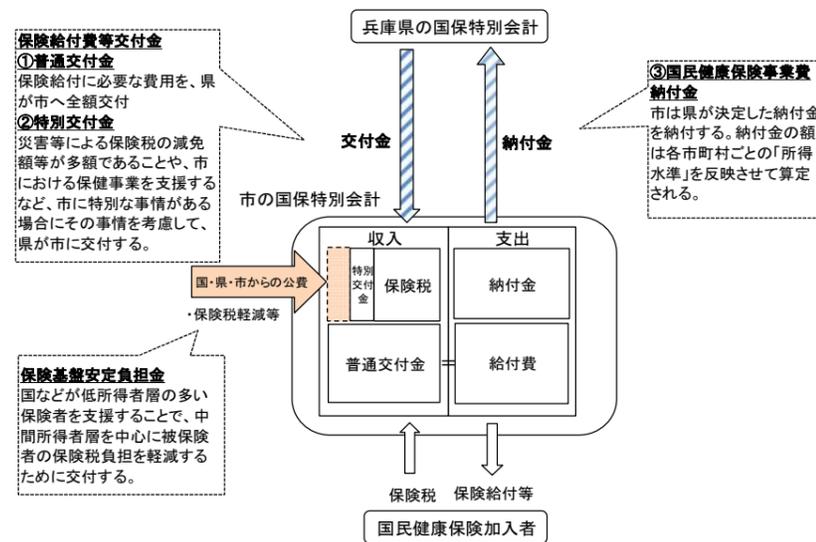
## 【現状と今後の見通し】

- 兵庫県内保険税水準統一を見据えて、令和5年度から令和8年度まで基金を活用して保険税率を引き下げるとともに賦課限度額を据え置き、被保険者の負担軽減を図ることとし、令和5年度に保険税率を引き下げる改定を行った。これにより、令和5年度の実質単年度収支は△4,500万円となった。
- 令和6年度についても保険税率等を据え置きとしていることや、一人当たり医療費の増加による国民健康保険事業費納付金の増額などから収支赤字が見込まれる。
- 今後も、高齢化や医療の高度化、また国保被保険者の減少が見込まれる。

## 2. 国保制度の仕組みと税率設定の状況など

### (1) 国保制度の仕組み

都道府県が必要となる保険給付費等を見込み、市町村ごとの納付金の額を毎年度決定。保険給付の費用は交付金として全額市町村に支払う。市町村は納付金を納めるために必要となる税金を確保するための税率を設定する。



### (2) 兵庫県における保険料（税）水準統一に向けた動き

兵庫県では、国保県単位化の理想である「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となる、保険料水準の統一を目指している

#### 【保険料水準統一のメリット】

- ・住民にとってわかりやすい保険料体系 ⇒ 県内であればどこに住んでも同じ保険料に
- ・保険料賦課算定事務の軽減 ⇒ 市町での保険料率算定事務が不要に
- ・国から保険料水準統一の取組みに対するインセンティブを獲得 ⇒ 県全体の保険料水準を下げることができる

#### 【兵庫県における保険料水準統一のスケジュール】

- ・標準保険料率の統一：令和9年度（標準保険料率への移行目安時期）
- ・保険料率の完全統一：原則令和12年度（標準保険料率への全市町移行完了）

#### 【統一に向けて検討されている課題や整理事項】

- 保険料（税）減免基準の統一
- 保健事業において統一して取り組むべき事業の設定
- 各市町が保有する基金の取り扱い
- 令和9年度から県より交付予定の新たなインセンティブに係る制度設計

### (3) 令和5年度税率改定実施時の考え方

(背景)

1. 兵庫県においては、令和9年度に県内保険料水準の一定の統一、令和12年度に完全統一が予定されている。
2. 令和4年度時点で本市の税率は県が設定の目安として示す標準保険料（税）率と大きな差はなく、適切な税率設定になっている。
3. 市では令和4年度末時点で約10億円の国民健康保険事業基金を保有しているが、保険料水準完全統一後の令和12年度以降は基金を活用した保険税引下げが不可能になるなど、使途が極めて限定的となるため保有する必要がなくなる。

(税率設定の考え方)

県内保険料水準統一までの間に、国民健康保険事業基金を活用して被保険者の負担を軽減しながら令和9年度に標準保険料（税）率に移行することとする。

### (4) 令和6年度税率検討時の状況

令和8年度まで税率等を据え置くと、市が保有する約11億円（令和5年度末時点）の基金のうち約9億円を活用して被保険者の負担軽減が図れることから、令和6年度は保険税率を据え置いた。

#### 【令和6年度現在の税率】

区分	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	旧税率	新税率 (R5~)	旧税率	新税率 (R5~)	旧税率	新税率 (R5~)
所得割率 (%)	7.78	7.07	2.76		2.69	
均等割額 (円/人)	29,000		10,200		11,600	
平等割額 (円/世帯)	20,800		8,000		6,000	
賦課限度額 (円)	650,000		200,000		170,000	

令和5年度に基礎課税額の所得割率を引下げる改定を行うとともに、令和4年度の賦課限度額に据え置いている

### (5) 令和7年度以降の税率等

令和7年度以降も引き続き基金残高や標準保険料（税）率の状況に応じて税率改定等の検討を行う

### (6) 今後の国民健康保険事業運営において留意する主な事項

- 被保険者に対して、県内保険料（税）水準統一を見据えて税率引下げを実施していること、及び令和9年度統一時には税額が上がる見込みであることを引き続き広報する
- 保険税収納率の向上
- データヘルス計画などに基づいた保健事業の推進
- 子ども・子育て支援金制度における支援納付金徴収開始（令和8年度）に向けた対応